

雇児福発 0331 第 5 号
平成 29 年 3 月 31 日

各都道府県婦人保護事業主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JK ビジネス」問題等
に関する緊急対策について

平素より、婦人保護事業の推進にご尽力いただき、誠にありがとうございます。
す。

いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JK ビジネス」問題等は「女性に対する暴力」に当たる重大な人権侵害で、女性活躍の前提となる安全・安心な暮らしの基盤を揺るがす問題であり、政府を挙げて根絶する必要があります。

特に、年度当初は、進学、就職等に伴い若者の生活環境が大きく変わる時期で、こうした被害に遭うリスクが高まることも予想されることから、新たな被害者を生まないため、また、万が一被害に遭われた方を支援するため、本日開催された、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JK ビジネス」問題等に関する関係府省対策会議」（別紙 1 参照）において、政府としての「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JK ビジネス」問題等に関する緊急対策」（以下「緊急対策」という。別紙 2 参照）をとりまとめたところです。

緊急対策の中で、本年 4 月を「AV 出演強要・「JK ビジネス」等被害防止月間」として位置づけ、政府一体となって、必要な取組を緊急かつ集中的に実施することとしております。各都道府県におかれましては、緊急対策の内容を踏まえ、特に下記についてご留意の上、適切にご対応いただくようお願いします。

また、本通知の内容について、管内の市区町村、関係機関への周知方をお願いします。

この通知については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 相談窓口の整備

注意喚起を図るための広報サイト（別紙 3 参照）を内閣府が新設すること

としており、主な相談窓口の一つとして、各都道府県の婦人相談所も含まれている。

このため、相談件数の増加が見込まれるが、各都道府県におかれては、相談に適切に対応していただくとともに、各都道府県等のホームページ等を活用して、婦人相談所においていわゆるアダルトビデオ出演強要や「JK ビジネス」による性暴力被害に関する相談を受け付けている旨の周知をお願いします。

また、性暴力被害を受けた女性に対し、保護・支援が必要な場合は適切に一時保護や心理療法担当職員等による心理的ケアを行っていただくよう、改めて徹底をお願いします。

2. 関係機関、民間支援団体等との連携

いわゆるアダルトビデオ出演強要や「JK ビジネス」による性暴力被害者からの相談については、事案に応じて適切な関係機関（内閣府広報サイトに掲載の相談窓口参照）を案内するなど、関係機関や民間支援団体と連携を図りながら適切に対応していただくよう、改めて徹底をお願いします。

3. その他

「AV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間」における取組の実施状況や相談件数等については、速やかなフォローアップを実施することとしているので、了知いただきたい。

なお、フォローアップの方法等については、追って通知する。